

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 監査等の種類 | 定期監査及び行政監査 |
| 2 | 監査の対象 | 市民病院
令和7年度分 必要に応じて令和8年度分 |
| 3 | 監査の着眼点 | 令和8年度 公営企業会計定期監査及び行政監査実施計画
(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による |
| 4 | 監査の実施場所 | 実施計画に定める実施場所 |
| 5 | 監査の日程 | 令和8年5月29日～令和8年7月22日 |
| 6 | 監査の結果 | |

岐阜市監査基準に準拠し監査を実施したところ、次のような事項が見受けられたので、改善に努めるとともに、検討されたい。

上記の事項以外については、適正に処理されているものと認められた。

[指摘事項]

(1) 未収金の回収について

医業収益の過年度未収金は、令和8年3月末現在で3,977件、99,694,692円であり、前年度末と比較して187件、1,602,225円の増である。

また、医業外収益等の過年度未収金は、令和8年3月末現在で562,261円であり、前年度末と同額である。

病院においては、医業収益の未収金について、現年度発生未収金の早期回収を図るため、予てより弁護士へ委託しており、また、過年度未収金については、分納による納付管理又は弁護士委託による回収対応を継続しているところである。

医業外収益の未収金については、これまで督促等を行ってきたものの、債務者が所在不明であるため未回収となっており、回収可能性を踏まえ、不納欠損処分を検討しているとのことである。

しかしながら、過年度未収金は依然として相当額残存しており、引き続き、現年度未収金の早期回収による新たな過年度未収金の発生抑制を図るとともに、過年度未収金について、債権の状況に応じた適切な回収及び整理を進める必要がある。

今後とも、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するとともに、過年度未収金の早期回収に努められたい。

(2) 適正な財務会計事務の執行について

下記のアからエに掲げる事案において、地方税法、地方公営企業法、政府契約の支払遅延防止等に関する法律及び岐阜市病院事業企業会計規程に照らして、適正とはいえない事務処理が見受けられた。今後は、これらの法令等を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

ア 地方税法第 321 条の 5 第 2 項は、退職等により給与の支払を受けなくなった者に係る住民税の特別徴収について、特別徴収義務者は、原則として、その事由が発生した月の翌月以降の月割額を徴収して納入する義務を負わない旨を規定している。

一方、同項ただし書は、1 月 1 日から 4 月 30 日までの間に退職等の事由が発生した場合において、5 月 31 日までに支払われる給与又は退職手当等が未徴収税額を超えるときは、当該給与又は退職手当等の支払の際に、未徴収税額の全額を一括徴収し、その徴収した月の翌月 10 日までに市町村へ納入しなければならない旨を規定している。

しかしながら、病院政策課は、令和 7 年 3 月に市民病院を退職した退職者 11 名のうち 1 名については、他の病院に転出することから人事給与システム上で住民税の退職処理を行い、以後の徴収を停止する必要があったにもかかわらず、当該処理が行われていなかった。

また、残りの 10 名については、退職後、引き続き身分を変更して再任用された職員であることから、本来、1 月から 4 月までの間に退職し、5 月 31 日までに支払われる退職手当が未徴収の住民税額を超える場合には、地方税法第 321 条の 5 第 2 項ただし書の規定により、退職手当から未徴収税額を一括徴収し、6 月分の住民税から特別徴収する必要があったが、人事給与システム上、「特別徴収継続」として処理していた。

その結果、退職手当から 4 月分及び 5 月分の住民税を一括徴収したにもかかわらず、4 月支給の給与等から 4 月分の住民税を徴収し、同一月分の住民税を二重に徴収していた。

イ 地方公営企業法第 20 条第 1 項及び第 2 項は、地方公営企業において、経営成績及び財政状態を明らかにするため、すべての費用及び負債の増減を、その発生の事実に基づいて適正に計上し、又は整理しなければならない旨を規

定している。

また、地方公営企業法施行令第9条第1項及び第2項は、地方公営企業は、その事業の財政状態及び経営成績に関して真実な報告を提供するとともに、正規の簿記の原則に従って正確な会計帳簿を作成しなければならない旨を規定している。

しかしながら、病院財務課職員は、公共交通機関の営業時間外における出勤時や緊急搬送後の帰院時に利用された令和7年5月分タクシー料金10,604円について、同年6月4日に支出負担行為書兼支出命令書兼振替伝票を作成した際、支出金額に10,604円と入力し、誤って預り金分に3円入力した結果、本来タクシー会社に10,604円を支払うべきところ、同月18日に10,601円のみを支払い、3円が未払の状況となっていた。

ウ 抗HLA抗体検査及び抗血小板抗体検査の検査手数料に係る請求書は、令和6年度以降、日本赤十字社東海北陸ブロック血液センターから病院財務課の共有メール宛てに電子メールで送付されていた。病院財務課の共有メール確認担当職員は、血液製剤及び血液検査に係る請求書を同課の支払担当職員へ転送し、このうち血液検査に係る請求書については、同課の支払担当職員から病院施設課の支払担当職員へ引き渡した上で、病院施設課において支払処理を行う運用であった。

しかしながら、令和7年3月分の検査手数料に係る請求書は、同年4月3日に病院財務課の共有メールに到達していたにもかかわらず、病院施設課の支払担当職員へ転送されず、支払処理が行われなかった。

同年7月31日に同センターから病院財務課宛てに支払状況の確認メールがあり、病院財務課及び病院施設課において調査したところ、当該検査手数料が未払であることが判明し、同年8月7日に支払われた。

なお、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項により、遅延利息は支払期限の翌日から支払日までの日数に応じて計算することとなるため、本件の遅延日数は、令和7年5月3日から同年8月7日までの97日である。これに基づき、検査手数料5,220円に令和7年度の遅延利息率である年2.5パーセントを乗じ、97日を乗じて365日で除したところ、遅延利息は100円未満であるため、同法第8条第2項により遅延利息の支払は要しない。

エ 労働者災害補償保険における障害等級等認定関係の診断に係る意見書は、労働災害により負傷し、又は疾病にかかった労働者について、治ゆ、すなわち症状固定後に残存する障害の状態や程度を確認し、労働基準監督署等が障害等級等を認定するための医学的資料として作成されるものである。

このため、病院が労働基準監督署等からの依頼に基づき、診断書、意見書その他の関係書類を作成した場合には、その作成に係る費用を請求することとなる。

この点に関し、地方公営企業法第9条第9号及び第11号は、管理者の担任する事務として、料金又は料金以外の使用料、手数料、分担金若しくは加入金を徴収すること、及び出納その他の会計事務を行う旨を規定している。

また、地方自治法施行令第154条第1項は、地方自治法第231条の規定による歳入の調定について、当該歳入の所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないか、その他法令又は契約に違反する事実がないかを調査して行わなければならない旨を規定している。

さらに、岐阜市病院事業企業会計規程第28条第1項は、主管課長は、収入の調定をしようとするときは、その根拠、所属年度、収入科目、納入すべき金額、納入義務者等を記載した調定伺書に関係書類を添えて管理者の決裁を受け、振替伝票を発行しなければならない旨を規定している。

しかしながら、医事課は、岐阜労働基準監督署が令和7年7月8日付けで岐阜市民病院に依頼した労働者災害補償保険に係る障害等級等認定関係の意見書について、同一対象者に係る意見書料の請求書を重複して作成し、送付していた。

その結果、本来徴収すべき意見書料7,000円に加え、同額の意見書料7,000円を重複して徴収し、過大徴収となっていた。

(3) 適正な事務執行について

令和5年の地方自治法改正により、公金事務の私人委託制度が大幅に変更された。改正前は、地方自治法第243条において公金の徴収、収納又は支出の権限を私人に委任することが原則として禁止されており、法律又は政令に特別の定めがある場合のみ例外的に認められていた。地方自治法施行令第158条第1項では、使用料等について収入確保と住民便益増進に寄与する場合に限り私人委託が可能とされ、地方公営企業法第33条の2でも一定条件下での委託が認め

られていたが、いずれも例外的な制度であった。

改正後は、地方自治法第 243 条の 2 第 1 項により指定公金事務取扱者制度が導入され、普通地方公共団体の長が指定した者に公金の徴収、収納又は支出事務を委託できる仕組みに変更された。同法第 243 条の 2 の 5 第 1 項では、収納事務を委託できる歳入等を、指定公金事務取扱者による収納が収入確保と住民便益増進に寄与すると認められるもの等のうち、普通地方公共団体の長があらかじめ定めるものに限定している。つまり、全ての収入が当然に対象となるのではなく、事前に普通地方公共団体の長が定めた範囲内でのみ委託が可能である。

地方公営企業についても、改正後の地方公営企業法第 33 条の 2 及び地方公営企業法施行令第 26 条の 4 により、指定公金事務取扱者制度に関する地方自治法等の規定が準用されることとなった。これにより地方公営企業においても、企業管理規程等で収納事務を委託できる収入をあらかじめ定める必要が生じた。

経過措置として、改正前から適法に委託していた事務については令和 8 年 3 月 31 日まで従前の例により継続可能であるが、令和 8 年 4 月 1 日以降は指定公金事務取扱者制度による必要がある。その際、規程に委託する収入を定める必要がある。

市民病院では、岐阜市民病院医療事務等業務委託契約や岐阜市民病院医業未収金回収業務委託契約により病院事業収益及び医業未収金の徴収・収納を委託しているが、地方公営企業法で準用される地方自治法の趣旨を踏まえれば、企業管理規程で収納を委託できる収入を定めた上で、その範囲内で指定公金事務取扱者を指定し収納事務を委託すべきである。しかしながら、企業管理規程において収納を委託できる収入の範囲が定められていなかった。

今後は、関連法令に基づき、指定公金事務取扱者制度に対応した企業管理規程を整備し、収納を委託できる収入、指定、告示、委託契約、報告、検査等の手続を明確化した上で、適正な事務執行に努められたい。

(4) 適正な公用車の管理について

下記のア及びイに掲げる事案について、道路交通法、道路交通法施行規則及び岐阜市病院事業公用車管理規程に照らして、適正とはいえない事務処理が見受けられた。今後は、これらの法令等を遵守し、適正な公用車の管理に努めら

りたい。

ア 道路交通法第 74 条の 3 第 2 項は、安全運転管理者は、自動車の安全な運転を確保するために必要な当該使用者の業務に従事する運転者に対して行う交通安全教育その他自動車の安全な運転に必要な業務で内閣府令で定めるものを行わなければならない旨規定し、道路交通法施行規則第 9 条の 10 第 6 号及び第 7 号の規定により、安全運転管理者に、運転者に対する酒気帯びの有無の確認及びその結果の記録が義務付けられている。

令和 7 年度、市民病院においては、病院事業管理者が病院施設課職員 1 名を安全運転管理者に任命しており、副安全運転管理者は任命されていない。

また、「安全運転管理者による運転者に対する点呼等の実施及び酒気帯び確認等について（通達）」（令和 6 年 12 月 27 日付け警察庁丁交企発第 352 号ほか）の 2(5) より、酒気帯び確認は安全運転管理者が行うことが原則であるが、安全運転管理者が不在である、他の業務により酒気帯び確認を行う時間を十分に確保できないなど、安全運転管理者による酒気帯び確認を適切に行うことができないおそれがある場合には、安全運転管理者が、副安全運転管理者、酒気帯び確認の業務を委託した事業者その他安全運転管理者の業務を補助する者（以下「補助者」という。）に酒気帯び確認を行わせることとされている。この場合において、安全運転管理者は、あらかじめ補助者とする者を指定した上で、当該指定した者に対し、指導・教育を行うことにより、補助者に酒気帯び確認を行わせる場合であっても、安全運転を確保するために必要な対応が確実にとられることが必要である旨規定している。

さらに、岐阜市病院事業公用車管理規程第 13 条は、安全運転管理者が設置されない課等においては、公用車管理者が、安全運転管理者の職務を行う旨規定しており、同規程第 3 条は、専用車及び集中管理車にあつては、病院施設課長が、各課等管理車にあつては、当該公用車を所管する課又はこれに準ずるもの（以下「課等」という。）の長が当該職務を担う責務を負う旨規定している。

しかしながら、安全運転管理者及び課長以外の者が、酒気帯びの有無の確認及びその結果の記録を行っていた。

イ 道路交通法第 74 条の 3 第 2 項は、安全運転管理者は、自動車の安全な運転

を確保するために必要な当該使用者の業務に従事する運転者に対して行う交通安全教育その他自動車の安全な運転に必要な業務で内閣府令で定めるものを行わなければならない旨規定している。

また、道路交通法施行規則第9条の10第6号は、安全運転管理者は、運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認を行う旨規定し、同条第7号は、前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を1年間保存することを義務付けている。

さらに、同条第8号は、運転の開始及び終了の日時その他必要な事項について運転者に記録させる旨規定しており、酒気帯びの有無の確認に係る記録と運転者による運転状況等の記録とは、記録主体及び保存管理主体を異にするものとして整理されている。

市民病院においては、運転前及び運転後の酒気帯びの有無の確認について、岐阜市病院事業公用車管理規程に規定する運転日誌（様式第2号）により記録を行うこととされている。

しかしながら、市民病院において使用されている運転日誌は、同規程に規定する様式によらず作成されたものであり、離席簿及び市内出張内訳を兼ねた様式となっていた。また、当該様式には、公用車の運転前及び運転後のアルコール検知器確認者欄が設けられているのみであり、同規程の様式において記録することとされている「確認日時」、「確認方法」、「酒気帯びの有無」及び「指示事項その他必要事項」を記録することができないものとなっていた。

このため、法令及び規程に基づき安全運転管理者等が記録し保存すべき酒気帯びの有無の確認に係る記録と、運転者本人が記録する離席又は復席に係る記録とが同一の帳票上で管理される状態となっており、酒気帯びの有無の確認が運転の前後の適切な時期に実施されたか否かを客観的に検証することが困難となっていた。

また、安全運転管理者等による確認、記録及び保存の実施状況を適切に管理及び検証することが困難な状態となっていた。

[意見事項]

（１）一者随意契約について

岐阜市民病院医業未収金回収業務委託契約については、平成 26 年度及び令和 3 年度に公募型プロポーザル方式により受託候補者の弁護士法人を選定し、その後毎年度、同法人と単年度の一者随意契約を締結している。令和 8 年度も契約締結済みであり、一者随意契約の根拠は地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の「契約の性質又は目的が競争入札に適しないもの」とされている。

弁護士法人による未収金回収業務は、法的対応能力、債務者対応、個人情報保護体制等を総合評価する必要がある、価格のみの競争入札に適しない面がある。このため、初年度の公募型プロポーザル方式の実施には一定の合理性が認められる。

しかし、2 年目以降は改めて公募を実施せず、同一法人と単年度契約を反復している。また、一者随意契約理由が初年度は「公募型プロポーザルにより選定」、2 年目以降は「受託者変更により滞納者に混乱」と変わっており、一貫性を欠いている。

受託者変更による滞納者対応の問題は、本来複数年契約や引継ぎ等により解消すべき事項であり、他の地方公共団体で同種業務を受託する弁護士法人も存在することから、「滞納者に混乱をきたす」という理由のみでは一者随意契約理由として十分とはいえない。

本業務を成功報酬型契約として年度ごとに個別依頼する整理を採るなら、その都度、予算措置と契約手続きに基づき、受託者選定の妥当性を検討すべきである。継続対応が不可欠と判断するなら、債務負担行為を設定し、期間及び限度額を明確にした複数年契約として整理する方が合理的である。

今後は、過去のプロポーザル結果を当然に援用せず、各年度において随意契約の相手方とする具体的かつ客観的理由を明確に整理されたい。

また、複数年の継続対応が必要な場合は、債務負担行為を含む複数年契約の可否を検討するとともに、契約期間満了時又は一定期間経過後には改めてプロポーザルを実施し、競争性、透明性及び公平性の確保に努められたい。